

評価細目の第三者評価結果

(アートチャイルドケア春日部)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
	第三者評価結果	コメント
I-1-1(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	理念、基本方針は広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されており、使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。重要事項説明書兼入園のしおりに掲載されており、入園の際に説明している。玄関にも理念・目標が掲げられており、事務所にも掲示し出勤後・会議前に唱和し周知している。

I-2 経営状況の把握

I-2-1(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-1(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	毎月の会議に園長主任が交代で出席をし、社長・専務からの近況報告等の話を聞き職員会議や昼礼時に職員に伝達・周知を行っている。又、年2回自治体の園長会議があり、保育課からの連絡事項や情報を共有している。しかし、法人や園として地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析したデータは見当たらない。
I-2-1(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	経営課題等に付いては、本社の役員会議やレジェンド・マネージャー会議等で共有された内容を、毎月の園長会議・主任会議で報告を受け、その後職員に伝達している。経営課題の解決・改善は基本的には本社が担っており、決まった内容が施設に伝えられる。

I-3 事業計画の策定

I-3-1(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-1(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	目標・ビジョンを掲げた新中期計画として新理念・基本方針が策定されたが、具体的に実行して行く内容が策定されていない為、中期計画としてのPDCAの展開には至っていない。依って、評価・見直しも行われていない。
I-3-1(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	事業計画は策定されているが、毎年同じ文言となっており中期計画を踏まえた課題に繋がる重点テーマ等は織り込まれていない。策定されている事業計画は行事計画ではなく実行可能な内容となっているが、具体的な展開に向けてのPDCAの展開は行われていない。
I-3-2(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-2(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	事業計画は毎年同じ文言が繰り返されており、都度検討の上、策定された物とは言いがたいが、事業報告の中で「～します」と云う表現で記載されている部分が多々あり、この部分は職員で検討された課題であるので、計画に含まれていれば年度計画として目指す所の宣言とも言える。
I-3-2(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	c	事業計画は玄関ファイルに入れているが、配布や説明はされていない。又、保護者会等での説明の機会も設けられてはいない。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-1(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-1(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	職員自己評価は年1回行われ、その結果を集計・分析し課題を抽出する所までは職員参画の元、行われているが、抽出された課題に関し、PDCAサイクルに即した展開はされていない。もったいない。
I-4-1(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	職員自己評価結果を踏まえ、職員間で検討され課題の抽出までは行われているが、改善計画の策定⇒実施⇒評価⇒見直しと云う一連のPDCAの展開は進められていない。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	管理者の所信表明的な文章は、年初の広報誌やその他文書にも掲載されていない。又、職員会議等で明確に職員に伝える機会を持つ様な事もない。職務分掌は策定されており、自らの役割と責任を明確にし周知が図られている。不在時や有事の際の権限委任に関しては規定されていない。
	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	管理者は法人による虐待防止や個人情報保護等の法令の研修を受け、職員に対して研修内容の情報伝達を行っている。又、社内規定の就業規則は入社時・改定時に補足をして説明をしている。光化学スモッグや暑さ指数等、行政から出されるアラートに従い子供を誘導している。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	CSアンケート(利用者満足度調査)が年1回定期的に行われており、本社にて集計結果をまとめ、各園にフィードバックされる。ただそこから抽出された課題に付いて、質の向上に関するPDCAの展開はされていない。職員に対する教育・研修は行われており、質の向上に寄与している。
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	人事・労務・財務の実績は毎月の本部への報告内容として把握・分析されている。「日本一保育士が働きやすい委員会」が設置されており、職員が要望や意見を述べやすい環境を整えており、又、介護休暇・子供の看護休暇等が年休以外に設定されており、育休後復帰率も高まり育児がし易いと評価されている。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	現在の職員の員数を計画として、欠員が出た場合は補充採用の手配が行われている。人員を増やしたい案件が出た場合は、本社に提案し許可されれば追加補充がされるが、欠員の補充にしても追加の採用にしても計画通りにすすめる事が難しい状況となって来ている。
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	法人のHPの「人材育成・研修」の中に期待する職員像等を表明している。人事考課の仕組が明確に策定されており、年2回評価基準に基づき評価面談もされている。その際、評価内容や期待値を職員に伝え職員からも要望や意見の聴取がされており、職員が将来の自分の姿を描ける様なコミュニケーションが行われている。
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	職員の有休休暇消化率や時間外労働のデータを月次毎に報告しており把握している。職員の悩み事相談等に関しては、日々の園長との面談対応の他、本部に対応する部署が設置されている。福利厚生の一環として外部に委託し施設利用の割引等、職員の便宜を図っている。「日本一保育士が働きやすい委員会」を設ける等、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。休暇も有給休暇意外に育児休暇・介護休暇・子の看護休暇・インクルーシブ休暇等が準備されており、取得を推奨している。
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	法人のHPの「人材育成・研修」の中に期待する職員像等を表明しており、目標管理の評価面談に於いても期待値として職員に伝えられている。目標は規定された基準に基づき職能に応じた目標設定が半年に1回ずつ各々の職員毎に設定され、年に2回評価・見直し・評価面談が行われている。
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	法人のHPの「人材育成・研修」の中に期待する職員像等を表明している。募集要項にも必要とする専門資格を明示している。教育研修部にて職種や経験に応じた研修プログラムが策定され受講機会が作られている。研修内容やカリキュラムは研修部と担当マネージャーにより毎年評価、見直しがされている。

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	職員の専門資格の取得状況やキャリアアップ研修の受講履歴に付いては、本部で掌握している。新任職員に対する教育は、OJTシートに従い行われている。個人別教育研修や階層別研修・職種別研修等に付いては、本社で計画され正規職員だけでなく非常勤職員も受けられる体制となっている。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生対応マニュアルが策定されており、その冒頭で教育・育成に関する基本姿勢を明示している。実習プログラムは、学校と協議し策定され実習期間中も継続的な連携を維持し工夫を行っている。実習担当者への研修は行われていない。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
	第三者評価結果	コメント
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	ホームページには法人や園の内容に付いては開示されているが、事業計画や事業報告・予算・決算情報等は掲載されていない。苦情相談の仕組や内容、赤ちゃんの駅の活動等は公表されている。年2回保護者代表と地域の主任児童委員を交えた運営委員会を開催し、園の紹介を行い後日報告書を全保護者に配布している。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	事務・経理・取引等に関する業務は全て本社管轄として管理・処理されている。職務分掌は策定され職員に周知されている。本社のミドルマネージャー及び他園担当マネージャーによる内部監査が実施されている。法人として公認会計士の外部監査を受け、経営改善に結びつけている。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域との交流の機会として、近隣の老人ホームを慰問し利用者さんに歌やダンスを披露している。又、地域のイベント等に付き掲示板に掲載し利用者に情報提供している。地域との関わり方に付いて、基本的な考え方を明示した文章等は確認出来ない。利用者の買い物や通院等への帯同に付いては、非該当。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティア受入れに付き、受入れの基本姿勢を明示したマニュアルを整備しており、受入れの際にオリエンテーションを行って事前説明と併せ、研修も行っている。保護者に保育士体験をして貰う機会を設けたり、学校教育への協力として中学校の職業体験を受け入れている。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	当該地域の関係機関・団体に付いてのリストを作成しており、職員間で情報の共有化が図られている。年2回の市内民間保育施設園長会議に参加し情報交換をしている。又、地域の医療機関・行政機関を把握し連携している。これらの関係機関と協働し共通の課題を解決する等の取り組みは行われていない。市内の保育所とはネットワークで連携し情報の共有化を図っている。要保護児童対策地域協議会や児童相談所と通常時に情報共有する事はない。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a	年2回保育所の運営委員会を開催しており、地域の児童委員(民生委員)にも参加を招請している。その中から地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。正式な告示はしていないが「赤ちゃんの駅」として、地域の通りがかりの保護者の困り事(授乳/オムツ替え等)があった場合に利用できる様、取り詰っている。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	b	正式な告示はしていないが「赤ちゃんの駅」として、地域の通りがかりの保護者の困り事(授乳/オムツ替え等)があった場合に利用できる様、取り詰っているが、地域の福祉ニーズ等に基づいた具体的な事業・活動と云う訳ではなく、又、地域コミュニティの活性化やまちづくり等へ貢献すると云う事でもない。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-1 (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-1 (1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	保育方針にも「お子様一人ひとりの個性と成長に合わせ保育を行う」と謳い子どもを尊重した保育を実践している。基本的人権の研修を定期的を受け、職員が共通認識を持っている。利用者を尊重した福祉サービスの提供に関する倫理綱領が策定されており、職員は実践している。「全体的な計画」を標準的な実施方法として取り組みを行っている。職員は人権セルフチェックリストや言動チェックリストにより定期的に状況の把握・評価等を行っている。子供達が互いを尊重し自分で考え自分で学ぶ力を身につける事が出来る様、取組んでいる。性差への先入観による固定的な対応(色の選択等)をしない様に配慮している。
	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-1 (1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	個人情報保護規程にプライバシーの定義がされており、両者を分けて規定されている。職員の理解度としては低い様に感じる。おむつ替え時や夏のプール遊び時は、外部からの目隠しを行い子供のプライバシーに配慮している。保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する説明等は行われていない。
Ⅲ-1-1 (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
Ⅲ-1-1 (2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	保育園の情報をHPやパンフレットで提供しており、市役所にも配置している、園見学希望者は随時対応し質問に応じているが、体験入所・一日利用等には対応していない。公開情報は適宜見直しを行っている。
Ⅲ-1-1 (2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	入園時には重要事項説明書兼入園のしおりを説明し同意書を受領している。サービス開始・変更時には利用者や家族等の同意を得た上でその内容を書面で残している。意思決定が困難な子供には個別保育計画書を作成し対応している。
Ⅲ-1-1 (2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	入園から一人ひとりの成長記録を記している為、担任変更や転園があってもスムーズに引継ぎが行われている。又、それぞれの進学小学校へ向け保育児童要録を送付している。退園・転園後に利用者や家族等が相談出来る様、園長が担当と云う事で伝えているが、文書としては配布していない。
Ⅲ-1-1 (3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-1 (3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	年一回顧客満足アンケートを行い保護者からの意見・要望を集計・分析している。個別面談や保護者会(年1回)からも満足度を把握している。分析結果を検討する運営委員会には利用者の代表も参加して開催されている。要望・苦情の改善の内容に付いては、HPで公開される。子供がしたい事を自由にさせて見守っている中から満足度を把握している。
Ⅲ-1-1 (4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-1 (4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	要望・苦情の解決体制に付いては、第三者委員の設置迄は行われているが、第三者委員への連絡方法が不明となっている。重要事項説明書にて説明され、所内掲示やアンケートを行い申し出しやすい工夫を行っている。対応内容に付いては、必ずフィードバックされ記録の保管・公表もされている。ここから出た改善内容は標準的実施方法に展開される。
Ⅲ-1-1 (4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	第三者委員への連絡方法が不明であり、又、行政や他の機関の相談窓口の紹介もされていない。利用者へは重要事項説明書で説明し所内掲示もされている。相談スペースも確保されている。
Ⅲ-1-1 (4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	ご意見箱の設置や満足度アンケートに対応しており、要望・苦情の解決の仕組みを整備している。対応方法は定期的に見直される。職員は把握した相談や意見に付き、検討に時間がかかる場合はその旨を伝え迅速に対応している。ここから出た改善内容は標準的実施方法に展開される。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	事故発生時の対応に付いて、危機管理マニュアルが策定されている。全園を総括するリスクマネジメント委員会が本社に設置されており、事故・ヒヤリハット含め情報の一括管理がされ要因分析・対応策等が検討され全園に情報共有されている。職員は動画による危機管理の研修が義務付けられている。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症の予防と発生時等の予防・対応マニュアルが策定され職員に周知徹底されている。感染症に関する研修が年1回行われている。保護者へは重要事項説明書で感染症に関する対応に付き説明がされており、実際に発生した場合はネット「コドモン」での情報共有を行っている。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	防災計画に従い、通報訓練・水害訓練を含め毎月防災訓練を実施している。BCPは策定されている。有事の際の安否確認の方法が決められている。食料や備品類等の備蓄が行われている。年2回の通報訓練の際は消防車を派遣してもらっており、又、水害訓練の際は近隣スーパーを避難場所とさせてもらう等、近隣とも連携し訓練を実施している。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	全体的な計画を標準的な実施方法としており、その中に利用者の尊重やプライバシーの保護・権利擁護に関わる姿勢等が適切に明示されている。年1回職員全員でそれまでの改善活動を織り込んだ全体的な計画の見直し・振り返りがされ、改定がされている。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	年1回職員全員でそれまでの改善活動がフィードバックされ全体的な計画の見直し・振り返りを行い、改定がされている。フィードバックされる内容として、利用者満足度調査や懇談会からの情報、日々の保育からの提案、要望/苦情の解決対応から出てきた内容等々、質の改善から派生した改定がある。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	策定された様式に従いアセスメントが行われる。アセスメント策定段階、個別保育計画策定段階でその子の課題が明らかになった場合、都度カンファレンスが開催され発達に見合った対応がされている。個別保育計画は利用者のニーズを含んで策定され、月案・週案の段階で確認・見直しを行い、必要があれば訂正もされている。支援困難な子には個別保育計画が策定され対応している。全体的な計画に基づき指導計画が作成され、実践された内容に付き、年度末に振り返りが実施される。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	月間・週案・日案計画は毎月月末に評価反省(カリキュラム反省)を行い、必要があれば変更を織り込み翌月の計画立案に生かしている。変更した内容は職員会議や関係職員を緊急に招集して協議している。見直しの中から改善提案が出てきた場合は、標準的な実施方法にフィードバックされ変更される。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	身体測定(毎月)や健康診断(年2回)・歯科検診(年1回)の結果は決められた様式に記録している。日々の子供の様子は引継ぎ帳・日誌等に記録されており、提出の際に上長が内容の確認を行い必要があれば指導される。情報の分別や必要な情報が的確に届く様、直接伝える様にしている。毎週の職員会議で情報共有を図っている。情報を共有する仕組みは構築されていない。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	帳票類一覧に利用者の記録の保管・保存・廃棄・情報の提供に関する規定を定めている。個人情報の不適正な利用事案に付いては就業規則に懲罰規程含め規定されている。職員には個人情報保護に関する研修が行われ、理解し遵守している。個人情報の扱いに付き利用者等に説明している。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子供の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	全体的な計画は、法令や指針・憲章・条約等を踏まえて策定されている。全体的な計画は、保育理念や方針・目標等に基づき策定されており、発達過程や子供と家庭の状況・保育時間・地域の実態等を考慮して策定されている。計画の評価・見直しに付いては、職員が参画して年度末に行われている。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子供が心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	室内は毎日決まった時間に湿度・温度等の記録を取り心地よい環境を維持する様、管理している。園内・玩具や寝具の消毒は徹底して行っている。睡眠と生活リズムを整える事を目指した保育(眠育)を独自の活動として展開している。子供達がくつろげる様、ベンチを置いている。室内の遊具や設備は利用しやすく安全に配慮した配置等が工夫されている。
A-1-(2)-② 一人一人の子供を受容し、子供の状態に応じた保育を行っている。	a	子どもの言葉に耳を傾け、寄り添う言葉かけを行っている。年齢にあったわかりやすい言葉で話しかけをしている。特別な配慮が必要な子供は個別保育計画を立てそれに沿った援助をしている。失敗は子供にとっては良い経験なので、しかる事なく見守っている。子供のやりたい事を受け止めなるべく受容しながら援助している。
	第三者評価結果	コメント
A-1-(2)-③ 子供が基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	年長児は午睡の布団敷・片付けやごみ集め等のお手伝いを行い、主体性を大切にしている。登園時に朝のお仕度(タオル・エプロン・連絡袋)を2歳児から行っている。手洗いの仕方を丁寧に指導している。登園・遊び・食事・午睡等の時間的な制約に自由度を持たせた対応をしている。
A-1-(2)-④ 子供が主体的に活動できる環境を整備し、子供の生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	子供達は遊びたい玩具を自由に選んで遊んでいる。言葉を多く掛けない事で子供の主体性・自発性を発揮できる様、援助している。園周辺の公園や園庭に出て活動する事で自然に触れあう・地域の人たちに接する・社会的ルールを経験する等の機会を得ている。室内遊びでは年齢関係なく関われる時間を設けており、人間関係が育まれるよう援助している。
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	1歳児クラスとの垣根がない為、交流を持ち良い刺激を受けている。なるべくスキンシップを取り愛着関係が持てる様、配慮している。子供の成長に併せて居室等の生活の環境を変えている。連絡帳や登降園時の面談で家庭との連携を密にしている。
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	こまめなおむつ交換・トイレへの促しを行いその中で自分でやろうとする気持ちを育てている。靴下・帽子・運動靴等の片付けを意欲的に行っている時は時間がかかっても見守っている。異年齢クラスで交流を持ち、良い刺激を受けている。保護者には連絡帳や登降園時の面談を行い家庭との連携を図っている。
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	3歳児の保育に関して、興味感心が高まる時期なので環境を整え保育士等が適切に関わっている。4歳児の保育に関して、欲しい物がハッキリしてくるので極力聞いてあげる様、配慮している。5歳児の保育に関して、みんなで考えまとめる事を促す等、見守る事で保育士が適切に関わっている。保護者には運動会や発表会、小学校とは交流会で子供の育ちや活動を伝えている。
A-1-(2)-⑧ 障害のある子供が安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	居室はバリアフリーとなっており、車椅子利用可能なトイレを設置している。必要に応じ市の巡回相談を活用し助言を受けている。対象児の状況に配慮した個別保育計画を策定し保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。他の保護者には、状況を理解して協力して貰う様にしている。
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	自由な子供の欲求や食事・おやつの時間等にフレキシブルに対応できる様に取組んでおり、子供がゆったり穏やかに過ごせる様、配慮している。意図して異年齢クラスの編成をして年齢の異なる子供と一緒に過ごす事に配慮している。又、お迎えの時間は全員が1クラスに集合して異年齢の子供と一緒に過ごす時間としている。保育士間の引継ぎ事項は必ず引き継ぎ帳を確認し適切に行っている。保護者とは連絡帳や登降園時の面談を通じ連携を図っている。

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	全体的な計画に小学校との交流が織り込まれており、保育所保育児童要録を提出する事で連携している。年長児は4月より午睡をなくし学校生活リズムに近づけている。幼保小学習交流会が開催され、保護者や子供が小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子供の健康管理を適切に行っている。	a	健康管理マニュアルに従い子供の心身の健康状態を把握している。保健計画により年間の健診等が実施される。アセスメントデータ等から子供の健康状況を把握し、課題のある子供等の情報共有に努めている。健康管理に関する方針を重要事項説明書に於いて説明している。SIDSに関し、職員に対しては看護師による研修を行っており、又、保護者に対しても行政から配布された資料等を説明し情報提供している。
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	保健計画により年間の健診等が実施され、記録されている。内科健診は年2回、歯科健診は年1回行い結果は職員で共有し、保護者にも家庭での生活に有効に生かされる様、伝達している。
	第三者評価結果	コメント
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子供について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	アレルギーを持っている子供の保護者には、生活管理指導票の提出をお願いし、医師の指示の下、子供の状況に応じた適切な対応を行っている。年度初めにアレルギー児・慢性疾患児の確認を行い、職員全員が理解し把握している。除去食対応マニュアルに従い食事は提供され、席やテーブル・食器を分けて対応している。アレルギー疾患や慢性疾患等に付いての研修は開催されていない。
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	野菜に興味を持てる様、野菜を作り収穫を楽しんだり、調理してもらい食している。年間食育計画を立て年齢にあった活動をしている。食器は陶器を使い暖かみを感じられる様に配慮している。職員が盛り付けをするので、都度多い少ないを子供が申し出ている。年齢に併せ食事の硬さや食感に配慮している。子どもたちが喜ぶように盛り付けをしている。
A-1-(4)-② 子供がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	献立をコドモンで配信している。給食会議で子ども達の残食の振り返りを行っている。年齢に応じ硬さや食感等、調理の仕方を工夫している。季節食・行事食等を取り入れている。調理員・栄養士等が、毎回食事の様子を観察している。衛生管理はマニュアルに従い励行されている。
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子供の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	登園・降園時に保護者と面談し、又、保育参観や進級に向けての個人面談を行ったり、年に数回、パパママ先生(保育士体験)等の機会を持ち、子供の成長を共有できる様、支援をしている。乳児クラスは連絡帳・幼児クラスは個人ノートを利用し、家庭との連絡手段としている。面談の内容は記録している。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	毎日、活動内容を玄関に掲示し保護者に知らせている。面談は保護者会・定期面談以外でも希望があれば随時行い、家庭との連携を図っている。面談の記録は保管している。保護者が緊急に延長したい時には対応している。又、リフレッシュ保育として保護者が在宅時でも気分転換したい様な時に子供を預けられる制度がある。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子供の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	身体の傷やアザ等、虐待の兆候を見逃さない様、配慮している。疑わしい場合は、写真に撮り記録に残し本社に連絡し市役所保育課や児童相談所との連携を取る様にしている。虐待対応マニュアルを整備し、マニュアルに基づく対応を行うと共に、職員に対し虐待・人権研修を行っている。
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	職員は年間目標を立て、毎月振り返りを行っている。年に2回園長との人事考課を行い、年度末には一年間の個人評価・反省をし、翌年に繋げている。年1回自己評価を実施し、結果は本社で集計・分析を行っている。ここからの改善課題に付いては、抽出は行われているがPDCAが完結していない。